

## 平成 27 年度職員の給与等勤務条件に係る交渉について

〔 平成 27 年 12 月 4 日  
人 事 課 〕

### 1 交渉団体

広島県関係職員団体三者共闘会議  
(県職員連合労働組合, 県教職員組合, 県高等学校教職員組合)

### 2 交渉日

- ・平成 27 年 11 月 6 日 (金)
- ・平成 27 年 11 月 24 日 (火)
- ・平成 27 年 12 月 2 日 (水)

### 3 交渉結果

	主 な 内 容	実施時期
27 年 4 月の 公民較差等	○月例給 (公民較差 3,606 円, +0.93%) ----- ・国の俸給表と同じ給料表に改定 ・地域手当の支給割合を引上げ (広島市等: 6.79%, その他: 3.79%)	27 年 4 月
	○期末・勤勉手当 (公務 4.10 月分, 民間 4.21 月分) ----- ・4.10 月分⇒4.20 月分 (勤勉手当: +0.10 月分)	27 年 6 月 ・12 月
	○医師の初任給調整手当 ----- ・国に準じて改定	27 年 4 月
給与制度の 総合的見直し	○地域手当 ----- ・総合的見直しの経過措置終了後の支給割合を 7.5%, 4.5% とし, それまでの間, 段階的に引上げ (各年度の地域手当の支給率) H28: 7.0%, 4.0%   H29: 7.2%, 4.2%   H30: 7.3%, 4.3% H31: 7.4%, 4.4%   H32: 7.5%, 4.5%	28 年 4 月
	○単身赴任手当 ----- ・国に準じて改定	28 年 4 月
その他	○本県独自の給与制度見直し ----- ・組織実態に合わせた簡素で明確な等級制度へ見直し (行政職: 9 級制⇒7 級制)	28 年 4 月
	○寒冷地手当 ----- ・経過措置を設けた上で廃止	28 年 4 月

#### 4 県及び職員団体の主なやり取り

県	職員団体
<p>【公民較差を踏まえた月例給などの改定】</p> <p>○勧告どおり改定することとしたい。</p>	<p>○本年4月現在の公民較差であるため、当然、遡及改定されるべきである。</p>
<p>【給与制度の総合的見直し】</p> <p>○経過措置期間及び地域手当の支給率は、在職者の状況なども踏まえて設定したい。</p>	<p>○経過措置期間など、在職者への影響などに十分に配慮してくれ。</p>
<p>【本県独自の給与制度見直し】</p> <p>○制度の見直しであり、一部の職員に影響があることはやむを得ない。</p>	<p>○新しい給料表を導入することにより、影響が生じるところについては、対応を考えるべきである。</p>